平成２６年（フ）第３号
富山県高岡市関町１番地18　レジデンスエス102号
債務者　森田恵利子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５号
石川県白山市明光３丁目132番地
債務者　岡本　弘明
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
横浜市泉区緑園７丁目12番地14
債務者　鈴木　千帆
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１号
長野県上田市築地171番地５
債務者　亀山　義展
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２号
長野県千曲市大字鋳物師屋431番地５　コーポ中村Ｂ203
債務者　金澤　真紀
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２４７号
長野県松本市大字神林5089番地１　ファミーユ菅野Ａ203号室
債務者　大林　莉央
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１号
長野県飯田市高羽町６丁目108番地
債務者　市瀬　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３号
岐阜県羽島郡笠松町田代234番地
債務者　服部　秀之
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
岐阜市加野４丁目６番７号
債務者　三島　正則
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
名古屋市瑞穂区亀城町２丁目５番地の33　コーポ亀城101号
債務者　森　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ－４棟302号
債務者　山川一美こと　金　　一能
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３１号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－８棟201号
債務者　安井　　敏
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９号
三重県鈴鹿市池田町1271番地の１　マインドピア鈴鹿505
債務者　山下　和孝
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市青山南２丁目９番２―303号県営青山第一住宅２号棟
債務者　黒田　育夫
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２４号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋910番地の４
債務者　黒川　雄吾
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市網干区新在家1320番地１市営網干新在家住宅233号
債務者　松芳麻利子（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６７号
兵庫県姫路市香寺町須加院338番地65
債務者　藤原　聡一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部